

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	24 件
国民年金関係	19 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	44 件
国民年金関係	17 件
厚生年金関係	27 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年7月から同年9月までの期間及び61年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年7月から同年9月まで
② 昭和61年1月

申立期間①の国民年金保険料については、親からもらったお金を使ってまとめて納付した。申立期間②については、会社を辞めた後、すぐにA市役所(現在はB市役所。以下同じ)で国民年金への切替手続きをして、保険料も納付した。社会保険庁の記録では、申立期間の保険料が未納となっているが、間違い無く納付しているので、未納のはずがない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、国民年金保険料をまとめて納付したとしているところ、社会保険庁の国民年金被保険者台帳から、申立人は昭和54年5月に申立期間①前の52年1月から同年6月までの期間及び申立期間①後の54年1月から同年3月までの期間の保険料を過年度納付し、また、55年6月に申立期間①前の44年9月から51年12月までの期間の保険料を特例納付していることが確認でき、いずれの時点でも申立期間①を納付することが可能であり、申立期間①が未納であるのは不自然である。

また、申立期間①は3か月と短期間であり、申立人が保険料を納付できない特段の事情は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、会社を退職した後、昭和61年1月にA市役所で国民年金への切替手続きをして、国民年金保険料を納付したとしているところ、同市役所では、61年1月に申立人の退職日を確認し、

申立期間②を含む 61 年 1 月から同年 3 月までの納付書を発行したことが推認でき、申立期間②直後の 61 年 2 月及び同年 3 月の保険料が納付済みであるのに申立期間②の 1 か月のみが未納であるのは不自然である。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年8月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年8月から47年3月まで

昭和47年ころ、A市役所で国民年金に加入し、市役所から過去の保険料を一括納付できるとの説明があった。当時は夫婦で木型製作所を営んでおり、手元にお金があったので、申立期間の保険料を一括して納付した。10万円でお釣りがきた額を納めたので、申立期間が未納であるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市役所から、今国民年金へ加入すれば、国民年金保険料を一括して納付できるとの説明を受け、同市役所1階の郵便局で国民年金保険料、およそ10万円弱の金額を納付したと主張しているところ、当時の市役所の配置状況は記憶と合致し、申立人が一括納付したとする保険料額は、第1回特例納付で夫婦二人の未納期間の保険料を納付した場合の保険料額とおおむね一致していることから、申立内容に信憑性^{しんぴょうせい}が認められる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿では昭和47年10月に払い出されており、払出時期からみれば第1回特例納付実施期間外であるが、申立人の国民年金手帳記号番号払出日以降に払い出された被保険者が第1回特例納付で納付していることが確認できることから、申立人においても特例納付が可能であったと考えられる。

さらに、社会保険庁の被保険者台帳では、申立人は、昭和47年度以降は夫婦二人分の保険料を同時に納付していたことが推認できるところ、申立期間のうち、46年4月から47年3月までの期間については、夫は納付済みであり、当該期間について申立人のみが未納となっているのは不自然で

ある。

加えて、申立人とほぼ同時期に国民年金手帳記号番号が払い出された、A市の被保険者であった社会保険庁の被保険者台帳をみると、2年を超えた期間の過年度納付の記録が確認できるもの、社会保険庁のオンライン記録では納付済みになっているが、被保険者台帳には納付記録が存在しないものが確認でき、行政の事務処理及び記録管理に不備があったことが推認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年7月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年7月から同年10月まで

私の国民年金保険料の納付記録について、社会保険事務所に照会したところ、申立期間については、納付事実が確認できないとの回答があったが、当該期間は、A市役所で保険料を納付したので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、浴衣の染色職人で、夏季は仕事が少なくなることから、毎年おおむね同時期に一旦会社を退職し、A市役所で、厚生年金保険から国民年金に切替手続きを行い、国民年金保険料を納付してきたと申し立てており、事実、昭和36年から平成5年までの間は、申立期間を除き、加入期間の保険料をすべて納付していることが確認できることから、その主張の信憑性^{びよう}の高さがうかがわれるとともに、年金制度に対する理解と納付意識が高かったことが推認できる。

また、申立人が所持している年金手帳には、申立期間の資格取得記録が記載されていることから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたと考えることが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和36年4月から54年1月までの期間については国民年金保険料を、54年2月から55年8月までの期間については、付加保険料を含め国民年金保険料を納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から55年8月まで

約6年間渡米し帰国後就職した外資系の会社は、厚生年金保険に未適用の事業所だったので、区役所の勧めもあり、昭和54年2月に国民年金に加入した。その際、過去の保険料をまとめて納め、その後も区役所で何度か保険料を納付したので、申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A区に居住していた時期に同区役所から加入勧奨されたため、国民年金に加入し資格取得時からの保険料を特例納付したと申し立てており、事実、申立人の国民年金手帳記号番号は手帳記号番号払出簿により、同区で昭和54年2月28日に払い出されたことが確認できるとともに、当該時期は特例納付実施期間であったことから、その申立内容どおり、加入勧奨が行われ、保険料を特例納付できたと考えられる。

また、社会保険庁の記録によると、申立人が国民年金加入手続を行った昭和54年2月から厚生年金保険の被保険者となり資格喪失する55年8月までは、付加保険料を納付する手続を行ったことがうかがわれることから、国民年金制度に対する理解があったものと思われる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和36年4月から54年1月までの期間については国民年金保険料を、54年2月から55年8月までの期間については、付加保険料を含め国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年1月から同年8月まで

私は、昭和48年12月末に会社を辞め、年が明けた1月に厚生年金保険に入っていた夫と結婚し、生活が落ち着いてきたので、その年の9月に、区役所で国民年金の加入手続きをした。その際、担当職員に前年12月末にそれまで勤めていた会社を退職した旨伝えたところ、49年1月までさかのぼって保険料を納めれば、将来、年金を満額もらえると言われたので、そのとおりに保険料を納めた。その後、そのときに納めた保険料が還付されたことになっていると知らされたが、そのような記憶は無く納付できないので、当時、説明を受けたとおりに、申立期間を納付済みとして認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年9月11日に同年1月までさかのぼって国民年金に加入し、保険料を納付したと申し立てており、事実、申立人が当時居住していたA市B区の被保険者名簿は、その記載内容から同年9月に作成されたことが推認できるとともに、資格取得日が同年1月1日と記載されていることから、その主張の信憑性^{びよう}の高さがうかがわれる。

また、申立期間のうち、昭和49年4月から同年8月までについては、特殊台帳に国民年金保険料の還付の記載があるが、申立期間直前まで長期間、銀行に勤務していた申立人は、還付金を受領する場合、送金金融機関として郵便局を指定することは考えられず、銀行口座へ還付金の送金があった

場合、通帳を確認し記憶に残るはずだが、その記憶は無いと申述している上、同台帳には当然必要な還付金額が記載されていないなど、事務処理に不適切な取扱いがあったことがわかるため、当該期間の保険料が還付されたとは考え難く、かつ、申立人が、申立期間の保険料を納付し、当該保険料相当額が長期間国庫歳入金として扱われていたことが推認できることから、行政上の適切さを欠いた運用により、制度上不可能な任意加入を行い保険料を納付したことを理由として、申立期間の被保険者資格及び保険料納付を認めないのは信義衡平の原則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年8月まで

私は、新聞や区役所の広報紙で国民年金制度の発足を知ったので、国民年金に加入し制度ができたときから保険料を納めていたので、申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、新聞や区の広報紙で国民年金制度の発足を知ったため、加入し制度発足時から保険料を納付したと申し立てており、事実、申立人の国民年金手帳記号番号は手帳記号番号払出簿により、昭和37年2月に払い出されていることが確認できるにもかかわらず、申立期間の保険料が未納となっているのは不自然である。

また、申立期間の数か月後の昭和37年12月に婚姻後、申立人及びその妻は、互いの国民年金手帳に押印されていた検認印から、それぞれ申立期間が納付済みであったことを確認し合った記憶があると申述しており、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことが推認できる。

さらに、申立人は、申立期間の前後を通じて、その経済状況に変化はなかったとしており、申立期間の国民年金保険料を納付するに足る資力はあったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から47年3月まで

中学校卒業後に美容師となるため、美容院を営む伯母宅に住み込みで働いていた折、その伯母夫婦から国民年金加入を強く勧められ、二十歳となった昭和46年4月、自らA県B市役所で国民年金に加入した後、申立期間については、同市役所C支所（現在は「出張所」という。以下同じ。）において月額450円ぐらいの保険料を納付していたので、この期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、中学校卒業後に美容師となるため、美容院を営む伯母宅に住み込みで働いていた折、その伯母夫婦からの勧めで、二十歳となった昭和46年4月、自らB市役所で国民年金に加入後、同市役所C支所において月額450円ぐらいの保険料を納付していたとしているところ、当時の同市の国民年金加入手続、保険料納付方法及び保険料額に合致していることから、その申立内容に不自然さはみられない。

また、申立期間当時、申立人と同居していた伯父は、申立人が二十歳となった折に自ら国民年金に加入し、その保険料を申立人自身が納付していたと証言していることから、申立てには信^{びょう}憑性が認められる。

さらに、申立人は、申立期間以降の国民年金保険料の未納は無く、年金に対する意識が高い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

申立人は、同級生だった友人の二人と、A区にある製造会社に住み込みで就職し、20歳になった昭和36年に勤務先の社長から国民年金への加入を勧められ、二人は同時に加入した。当時、給料から保険料100円を社長に渡し、国民年金手帳に印紙を貼っていたことを記憶している。申立期間の同僚の納付記録は未納となっていないのに、同じように納付してきた自分の分だけ未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和36年に勤務先の社長に勧められて国民年金に加入し、当時、給料から国民年金保険料100円を社長に渡したこと、国民年金手帳に印紙が貼付されていたことなどを具体的に記憶しており、その保険料額及び印紙による納付方法は申立期間当時の状況とも一致している。

また、当時、勤務先に同部屋で住み込み、申立人と同様に社長の勧めで国民年金に加入し、保険料を納めてもらっていたとする同僚も申立内容と同様の証言をしており、申立てには信憑性^{しんぴやうせい}が認められる。

さらに、申立人は、申立期間を除き、60歳到達時まで国民年金保険料を完納していることから、保険料の納付意識が高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年1月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年6月から48年3月まで

結婚のため会社を辞めて現在の家に来たが、同居していた義父に「国民年金の手続きをしておいた。あなたたちは仕事だけをしていればよい。」と言われていたので国民年金保険料の納付はすべて任せていた。

家族で農業を営んでおり、皆の分の国民年金保険料を一緒に納付していたのに、申立期間について私のみ国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、同居していたその義父から、申立人夫婦の将来を案じて、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったことを告げられた記憶が明瞭であり、申立人自身も、申立期間以後は保険料をすべて納付しており、納付意欲が高かったものと認められる。

また、申立人の夫、義父及び義母については、申立期間を含め、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人のみが未納とされているのは不自然である。

さらに、社会保険庁の国民年金手帳記号番号払出簿によると申立人の国民年金手帳の払出日は昭和48年11月29日となっており、同日に払い出された他の加入者の納付記録を調査したところ、過年度納付が可能な46年10月よりさかのぼって同年1月まで過年度納付している事例が存在したため、申立人についても同月までさかのぼって国民年金保険料を納付している可能性がある。

一方、申立期間のうち、昭和45年6月から同年12月までの期間については、時効により国民年金保険料が納付できない期間である上、納付をうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）及び周辺事情が見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年1月から48年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年9月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月から50年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、昭和50年春ころに家内の分と一緒に、自宅に近い当時のA銀行B支店で一括納付したので、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、昭和50年春ころに自宅近くの当時のA銀行B支店で一括納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年2月に払い出されており、その当時は、第2回の特例納付の実施期間中で、申立期間は強制加入被保険者資格期間であるため、特例納付により過去の未納の保険料を一括納付することが可能であり、A銀行B支店が当時、申立人宅近くにあったことが確認できることから、その内容に不自然さはみられない。

また、申立人が一括納付したと記憶している金額と申立期間の保険料を特例納付を用いて一括納付した場合の保険料額がおおむね一致している。

さらに、申立人は、申立期間以降は妻とともに保険料をすべて納付しており、納付意欲が高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年4月から43年3月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、納付事実が確認できないとの回答を受けたが、申立期間の国民年金保険料については、A区役所の集金人に納付したと思うので未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料について、A区の集金人に納付したとしていところ、申立人の国民年金手帳は昭和42年8月に発行されており、その当時、A区では集金人による現年度の保険料集金が行われていたことが確認できることから、申立期間のうち、42年4月から43年3月までについては集金人に納付することが可能であり、当該期間が未納となっているのは不自然である。

また、申立人は、平成19年8月8日に、B社会保険事務所に昭和40年4月から43年9月までの納付記録の照会を行っているが、この際、43年4月から同年9月までの記録が、申立人の所持する年金手帳の検認記録により訂正されていることから、行政側の記録管理に瑕疵が認められる。

一方、申立期間のうち、昭和40年4月から同年6月までは時効により納付できない期間となり、40年7月から42年3月までは過年度納付によりさかのぼって納付する必要があるが、申立人は、保険料をさかのぼって納付した記憶は無いとしており、当該期間の保険料を納付したことを裏付ける関連資料（家計簿、確定申告書等）も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和42年4月から43年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年2月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年1月から53年10月まで
② 昭和55年2月から同年6月まで
③ 昭和57年4月

申立期間①については、A区で昭和59年1月ころに一括納付しており、また、申立期間②及び③については、その都度A区で個別に納付しており、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、夫婦同時に国民年金に加入し、保険料の納付を行ったとしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿の記録から、申立人夫婦は、申立期間中の昭和55年3月28日に同時に国民年金に加入していることが確認でき、申立人の夫は、申立期間を含む54年4月から57年2月までの保険料を全額納付していることから、申立人の申立期間のみが未納となっているのは不自然である。

2 申立期間①について、申立人は、昭和59年1月ころ、国民年金保険料を一括納付したとしているが、その時点では、既に時効により保険料を納付できない期間となっており、特例納付の実施期間中でもないことから、保険料を一括納付したとする主張は不自然である。

また、申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

3 申立期間③について、A区の納付状況リストによると、国民年金の未

加入期間とされており、社会保険庁の年金記録も、平成 12 年 9 月 14 日に、国民年金再加入日が昭和 57 年 5 月 30 日から同年 4 月 22 日に訂正されており、両者の記録が一致していたことから、その時期まで申立期間③における申立人の国民年金資格が確認されていなかったことにより、保険料が納付できなかったと考えられる。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 2 月から同年 6 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年11月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年11月から47年3月まで

社会保険庁に納付記録の照会をしたところ、昭和37年11月から47年3月までの国民年金保険料について、未納となっているとの回答を得たが、妻が過去へさかのぼって保険料を納付しており未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年に結婚した際、その妻が申立人の国民年金保険料が未納であることを知り、A区役所職員から特例納付により保険料を過去にさかのぼって納付できることを説明され、特例納付手続をしたとしているところ、申立人保有の国民年金手帳には、第1回特例納付期間内の47年3月に発行されたとの記載があり、その主張は基本的に信用できる。

また、妻がこのとき納付したとしている保険料額は、申立期間についてさかのぼって納付した場合の金額とほぼ一致している。

さらに、妻は、納付した保険料を自身の結婚祝いと退職金の中から捻出し、昭和47年11月にB郵便局で納付したという個別具体的な記憶がある上、申立人は、申立期間以外は無納が無く納付意識は高かったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年4月から同年9月までの国民年金の付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年12月から49年12月まで
② 昭和51年4月から同年9月まで

申立期間については、昭和46年12月に国民年金の任意加入の手続をしたA区役所で、付加年金についても窓口の職員から説明を受け、加入を勧められたことから、加入の申出を行い、以後61年4月に第3号被保険者になるまで、定額保険料に付加保険料を併せて納付しており、付加保険料のみが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和46年12月7日の国民年金の任意加入手続と同時に付加年金の加入手続を行ったとしているが、47年1月20日発行の申立人の国民年金手帳の付加年金の加入記録となる「所得比例保険料を納付する者となる申出」欄には加入年月日の記載が無く、51年9月から在住していたB市（現在は、C市。以下同じ。）の被保険者名簿にも、50年1月に付加年金に加入した記録はあるが、申立期間の付加年金加入記録は無く、付加保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料（家計簿、源泉徴収票等）も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳に貼付されている昭和47年度分及び48年度分の国民年金保険料の領収証書に記載されている金額は、いずれも定額保険料のみであるが、申立人が申立期間を含む45年12月から49年3月まで在住していたA区では、通常付加保険料が含まれた金額が記載された納付書を発行していたとしていることから、定額保険料と付加保険料を別の納付書で納付していたとは考え難い。

さらに、社会保険庁の被保険者台帳には「附加年金・加入・46.1」のスタンプが押印されているが、申立人は昭和46年1月時点では、まだ任意加入しておらず、付加年金への加入はありえないことから、記録ミスであると考えられる。

2 申立期間②について、B市の被保険者名簿及び社会保険庁の記録には、申立人が付加年金を脱退した記録がないことから、付加年金加入以後の期間については、第3号被保険者となるまで継続して付加年金に加入していたと考えられ、申立期間について付加保険料を納付していたとする申立人の主張に不合理な点は認められない。

また、申立人は、昭和46年12月の任意加入以降、国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったものと認められる。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年4月から同年9月までの国民年金の付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正する必要がある。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年4月から52年3月まで
② 昭和55年4月から59年3月まで

申立期間①については、妻が銀行を退職した昭和52年7月に妻とともに国民年金に加入し、その後、妻の退職金などにより、保険料をさかのぼって一括納付しており、申立期間②については、保険料が還付済みとのことであったが、還付金を受領した記憶がないので、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、その妻が銀行を退職した昭和52年7月、妻とともにA市役所で国民年金に加入し、その後、同市役所で過去の未納の国民年金保険料をさかのぼって納付できることを聞き、52年か53年の7月ころ、横長の様式で手書きの納付書を同市役所で発行してもらい、妻の退職金や賞与などを基に保険料を一括納付したとしているところ、53年7月は第3回特例納付の実施期間中であり、申立期間①は強制加入被保険者期間であることから特例納付による一括納付が可能であり、納付書の発行や様式等についても当時の取扱いと一致していると推認できることから、その内容に不自然さはみられない。

また、申立人及びその妻が記憶している申立期間の保険料の納付金額「34から35万円」ないし「30万円台半ばから後半」は、申立期間の保険料を特例納付により一括納付した場合の金額35万2,800円とおおむね一致している。

さらに、申立人は、妻の退職金や賞与などを保険料に充当したとしており、妻は昭和52年7月の退職時に退職金40万円弱及び賞与約30万

円が支給され、同年 12 月には出産育児一時金が支給されていることから、保険料を納付したと推認できる 53 年 7 月ころには保険料額を大きく上回る金額を所持していたことになり、申立期間の保険料を十分納付できる経済状態にあったと考えられる。

2 申立期間②については、社会保険庁の被保険者台帳及びA市の被保険者名簿に、申立期間②の保険料 22 万 6,250 円を昭和 59 年 5 月 29 日に還付決定した記載があり、還付金額も当時の保険料額と一致していることから、この記載内容に不合理な点は見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 44 年 4 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。一方、55 年 4 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年4月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月から8年3月まで

子供二人の教育費等がかかった平成元年4月から8年3月までの7年間の保険料の申請免除を受けていたが、子供も大学を卒業し教育費も必要なくなったので、7か年分を一括して役場の窓口で納付した。納付した年は次男が大学を卒業した平成10年の秋であったと思う。

納付するに際しては、ほかに未納がないことを役場職員に確認してもらった上で100万円を持参したものであるが、ツリはいくらもなかったことを記憶している。申立期間の未納扱いには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年11月に国民年金への任意加入以降、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人が国民年金保険料の申請免除を受けていた平成元年4月から8年3月までの保険料を平成8年から10年にかけて追納したことが確認でき、申立期間を追納しなかったとすることは不自然である上、申立期間は12か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年11月から48年3月までの期間及び50年4月から51年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年11月から48年3月まで
② 昭和50年4月から51年12月まで

年金記録を確認したところ、申立期間について未納とされていたが、申立期間①及び②の国民年金保険料については、夫の保険料と一緒にA金庫B支店の集金人に納付したはずであり、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き未納期間はなく、20歳到達日から60歳までの国民年金保険料を納付している上、平成9年4月から16年10月までの期間の保険料を前納しており、納付意識は高いと認められる。

また、申立期間①及び②の期間共に、一緒にA金庫の集金人に国民年金保険料を納付したという申立人の夫の保険料は納付済となっているのに、申立人の保険料のみが未納となっているのは不自然である。

さらに、申立期間当時、個人事業で婦人服の縫製業を営んでいたところ、業績は順調であったとしており、かつ、申立期間②直後の昭和52年1月には住宅を購入していることから国民年金保険料を納付する資力は十分であったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

申立期間の国民年金保険料については、父が加入手続をして私がA市役所へ行って納付した。当時はお金が無く父に借りたり、農家の手伝いをして貰ったお金で支払った。食べるのが精一杯の頃に、苦労して納めた1年分の年金が未納になっていることはどうしても納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が昭和36年3月ごろに加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を申立人がA市役所に赴いて納付したこと及びその保険料を父親から借りたり、農家の手伝いをして得た手間賃をもって充て、友人の殆どが国民年金へ未加入のため一年で納付を中断したことなど当時の納付状況を鮮明に記憶している。

また、申立人は、昭和58年ごろにA市役所へ納付記録の照会をするなど、早い時期から独自で問題解決のための行動を起こしているほか、その配偶者の被扶養期間中に国民年金に任意加入していることが確認できることから、国民年金に対する意識が高いことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正する必要がある。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和40年1月から44年3月まで
② 昭和47年1月から同年3月まで

申立期間については、両親と同居しており、父親が国民年金の加入手続を行い、私を含め家族全員の保険料を納付していた。年金記録を照会したところ、未納期間があると言われ、納付していたのに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、国民年金に加入している家族4人のうち、申立人の両親及び兄の3人は保険料が納付済みであり、申立人のみが未納とされているのは不自然である。

また、申立期間②の前後は保険料が納付済みであり、申立期間②は3か月と短期間である。

2 一方、申立期間①については、父親が保険料を納付していたところ、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付について関与しておらず、その父親も既に他界しているため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、国民年金手帳記号番号の払出しは、昭和43年5月9日であり、申立人とその兄は連番で払い出されていることが確認できることから、申立人及びその兄の二人は未納となっていることから、保険料を納付していたと考えるのは不自然である。

3 その他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 10 月 9 日から 41 年 1 月 29 日まで
A社の厚生年金保険の加入期間は社会保険事務所で脱退手当金を受け取っているが、10年近い期間を一時金で受け取ってしまったので、せめて2～3年の期間くらいはもらわずにおこうと考えていた。したがって、B社に勤めていた期間は、脱退手当金を受け取っていない。厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同じ事業所の被保険者で、申立人の被保険者原票の前後で管理されている脱退手当金の受給資格のある女性 17 名のうち、社会保険庁の記録において脱退手当金の支給が確認できた 2 名については、被保険者原票に脱退手当金を支給したことを表す「脱」表示があるが、申立人の被保険者原票にはその表示がない。

また、当時、脱退手当金の請求者が、健康保険法第 55 条による継続療養給付を受けているものであるときは、将来厚生年金保険の障害給付を受け得ることも予想されるところ、申立人の被保険者原票には在職中に健康保険の療養給付を受けた記録及び退職後も継続療養証明書を受け付けた記録があり、申立人が脱退手当金を請求する動機が判然としない。

さらに、申立人が厚生年金保険の資格喪失月まで遡って国民年金の保険料を納めていることから、「10年近い期間を一時金で受け取ってしまったので、せめて2～3年の期間くらいはもらわずにおこうと考えていた。」という申立内容は信用でき、脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の有限会社A（現在は、株式会社B。以下同じ。）における資格取得日に係る記録を昭和55年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年6月1日から同年8月1日まで

年金記録を確認したところ、有限会社Aの資格取得日が昭和55年8月1日となっている旨の回答を得た。厚生年金保険料の控除が確認できる給与明細書があるので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった給与明細書により、申立期間において申立人が有限会社Aに勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和55年6月の給与明細書から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、厚生年金保険の記録における資格取得日と当該事業所が加入のB健康保険組合の記録における資格取得日がいずれも昭和55年8月1日となっており、社会保険事務所及び健康保険組合の双方が誤って同日と記録したことは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和 21 年 4 月 1 日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、30 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 4 月 6 日から 21 年 4 月 1 日まで
年金記録を確認したところ、株式会社 A（現在は、株式会社 B。以下同じ。）C 支店における厚生年金保険の資格喪失日が昭和 20 年 4 月 6 日となっていた。しかし、昭和 19 年 3 月 27 日に同社 C 支店に入社し、その後、20 年 3 月 10 日の空襲で店舗が焼失し、D 支店の店舗内で営業し、63 年 12 月 31 日の退職日まで継続勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主提出の職歴証明書により、申立人が申立期間において株式会社 A に継続勤務していたことが確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録では、申立人は、昭和 19 年 10 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、20 年 4 月 6 日に資格を喪失したこととなっている。しかしながら、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者名簿では、資格取得日はオンライン記録と一致しているものの、資格喪失日については未記入となっており、また、申立期間当時、C 支店において、申立人と一緒に勤務していた同僚は、昭和 21 年 4 月 1 日に申立人とともに A 株式会社 D 支店に転勤したと証言しており、当該同僚については申立人が主張する C 支店における厚生年金保険被保険者としての記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の資格喪失日に係る記録は有効なものとは認められず、事業主は、申立人が主張する昭和 21 年 4 月 1 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の厚生年金保険被保険者名簿の記録により、昭和 20 年 4 月から 21 年 3 月までの期間は 30 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されたことが認められることから、申立人のA銀行B本社における資格取得日に係る記録を昭和27年10月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明かでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年10月28日から同年11月28日まで

昭和21年6月12日にC株式会社の本社に入社したが、同社は、D株式会社との合併により商号変更しA銀行となった。同銀行のE支店、F支店と引き続き勤務し、昭和27年10月に本社へ転勤した際に、厚生年金保険被保険者期間が1か月間空白となった。雇用保険の記録では、C株式会社に勤務してからの継続勤務の記録があるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間においてA銀行に継続して勤務していたことは、同行の退職台帳、辞令及び雇用保険加入記録により確認できる。

また、同一企業内の異動であることから、申立期間の厚生年金保険料については給与から控除があったと考えるのが相当である。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の被保険者名簿における転勤後の期間の記録から8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は、平成6年9月7日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成6年5月から同年8月までの標準報酬月額については、50万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年5月31日から同年10月末日まで

A株式会社に平成5年4月12日から6年10月末日まで勤務しており、退職するまで厚生年金保険に加入しているものと思っていたが、同社における厚生年金保険は同年5月31日で資格喪失されていて、このことを知ったのは平成20年に送られてきた年金特別便によってである。

しかし、同社の平成6年7月の給与明細書には、厚生年金保険料として3万6,250円が記載されている。これ以外の証拠は無いが、当該期間を厚生年金保険被保険者として認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

1 雇用保険の記録及び同僚の証言により、申立人が平成5年4月12日から6年10月25日までA株式会社に継続して勤務していたことが認められるが、社会保険事務所の記録では、6年5月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

一方、社会保険事務所の記録では、同社は、平成6年9月7日付で同年5月31日に遡る全喪年月日訂正処理がなされており、それと同時に申立人を含む27人についても同日に遡った資格喪失処理を行っている。また、平成6年8月17日には算定基礎届の処理が行われているのが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成6年5月31日

に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由が無く当該喪失処理に係る記録は有効なものと認められないことから、申立人の資格喪失日は、資格喪失届が出された同年9月7日であると認められる。

尚、申立期間の標準報酬月額については、平成6年4月の社会保険事務所の記録から、50万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、平成6年9月7日から10月末日までの期間については、雇用保険の記録及び同僚の証言により継続して勤務していたことが推認されるが、同社は既に全喪しており、当時の事業主も死亡しているため、申立内容に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち平成6年9月7日から同年10月末日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年12月から5年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年12月から5年2月まで
申立期間については、平成4年4月に妻が平成4年度の1年間分の国民年金保険料を前納したはずである。領収書の原本は紛失して所持していないが、写しがあるので、申立期間が未納であるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が、申立期間を含む平成4年4月から5年3月までの期間の国民年金保険料を前納で納付したはずであると主張し、その証拠としてA市が発行した平成4年度国民年金保険料領収済通知書兼検認票の写しを所持しているとしているが、当該領収済通知書兼検認票の写しをみると、前納で納付した際に発行される国民年金保険料領収済通知書兼検認票を複写した場合に比べて、領収済印欄の形状が不自然に異なっており、当該領収済通知書兼検認票の写しが、A市から正規に発行された平成4年度国民年金保険料領収済通知書兼検認票の写しであると確認することができない。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年9月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和18年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年9月から5年3月まで

申立期間については、平成4年4月に平成4年度の1年間分の国民年金保険料を前納したはずである。領収書の原本は紛失して所持していないが、写しがあるので、申立期間が未納であるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を含む平成4年4月から5年3月までの期間の国民年金保険料を前納で納付したはずであると主張し、その証拠としてA市が発行した平成4年度国民年金保険料領収済通知書兼検認票の写しを所持しているとしているが、当該領収済通知書兼検認票の写しをみると、前納で納付した際に発行される国民年金保険料領収済通知書兼検認票を複写した場合に比べて、領収済印欄の形状が不自然に異なっており、当該領収済通知書兼検認票の写しが、A市から正規に発行された平成4年度国民年金保険料領収済通知書兼検認票の写しであると確認することができない。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年1月から5年11月までの期間及び8年12月から10年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年1月から5年11月まで
② 平成8年12月から10年12月まで

申立期間については、祖母が、私の将来のために、私に代わってA市役所で国民年金の加入手続きを行い、市役所や金融機関で国民年金保険料を納付していたので、申立期間が未納であるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の祖母が、申立人に代わって申立期間①及び②の国民年金の加入手続きと国民年金保険料の納付を行っていたとしているが、申立人の祖母から証言を得ることができないため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の基礎年金番号は厚生年金保険の記号番号を付番しており、社会保険庁の記録によると、平成13年1月に申立期間①及び②の国民年金加入資格の取得が追加されており、申立人は、このころ国民年金の加入手続きを行ったと推測され、同年2月に11年1月分を過年度納付していることが確認できるが、これより以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はみられない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年9月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年9月から53年3月まで

国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間の納付記録が確認できなかったとの回答をもらったが、申立期間の保険料は、第2回特例納付が実施されていた昭和49年から50年までに、毎月の保険料に加算して特例納付及び過年度納付するとともに、それ以降の保険料も、集金人を通じて毎月納付したので、未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A区役所職員から加入勧奨されたため、昭和48年9月ごろに加入手続きを行い、第2回特例納付が実施されていた49年1月から50年12月までに、毎月の保険料に加算して、未納だった42年9月から48年3月までの保険料を、特例納付及び過年度納付したとしているが、これらの保険料を納付するために、社会保険事務所で手続きを行った記憶が無く、かつ、特例保険料、過年度保険料及び現年度保険料は、集金人を通じ毎月納めたとしているが、同区では45年7月以降、集金人による保険料の収納は行っていなかったとしていることから、申立人の主張には齟齬がみられる。

また、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から51年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から51年12月まで

国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間の納付記録が確認できなかったとの回答をもらったが、40歳ごろに加入手続を行った後、夫婦二人分で60万円の保険料を納付し、20歳までさかのぼって完納したので、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料として60万円を特例納付したと主張しているが、社会保険庁の記録によると、申立人の昭和36年4月から41年3月までの期間及びその夫の36年4月から39年7月までの期間の国民年金保険料は、第3回特例納付により、55年1月に合計40万4,000円が納められた記録が確認できる上、同じ55年1月に、申立人とその夫の52年1月から54年3月までの期間の保険料は、過年度納付により、合計12万6,720円が納められた記録が確認できるものの、申立期間の保険料を納めたとした場合、別途103万2,000円が必要となり、申立人の主張する納付額とは大きく異なる上、申立人には当該保険料相当額を納付した記憶が全く無いとしていることから、申立人が申立期間の保険料を納付していたとは考え難い。

また、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、納付の事実をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 内 容 : 昭和 58 年 4 月

国民年金の納付状況を社会保険事務所に照会したところ、申立期間の納付記録が確認できないとの回答を受けたが、A社会保険事務所で 6,000 円程度の保険料を納めたことを覚えているので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、社会保険庁の記録により、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、平成 14 年 5 月であることが確認できることから、その時点では、時効により申立期間の保険料を納付できず、かつ、別の年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

また、申立期間の国民年金保険料の納付記録は、平成 15 年 12 月に申立人の年金記録が統合されたことにより、未納となったもので、申立期間当時は、未加入であったものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年9月から54年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和22年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和46年9月から54年12月まで
私は、昭和46年9月の結婚当初より国民年金に加入し、申立期間の保険料を納付していたので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年9月の結婚当初より国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は手帳記号番号払出簿により54年11月に払い出されたことが確認できることから、その主張には、齟齬^{そご}が見られる上、別の手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえない。

また、申立人は、昭和55年1月31日付けで国民年金に任意加入していたことが特殊台帳より確認できることから、申立期間の保険料をさかのぼって納付できたとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から40年3月まで

社会保険事務所で国民年金保険料の納付記録を確認したところ、申立期間が未納と言われたが、国民年金の加入手続を行わず、年金手帳は無かったものの、妻が夫婦二人分の保険料を集金人を通じ納めていたと思うので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、夫婦二人分の国民年金保険料をその妻が納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は申立期間後の昭和40年7月30日に払い出されたことが社会保険庁の記録と申立人の所持する年金手帳から確認できることから、申立期間当時、夫婦二人分の保険料を一緒に納付できたとは考え難い。

また、申立人の妻は、昭和37年7月に、国民年金の住所変更届及び氏名変更届を行っているが、同時期に、夫の国民年金の加入手続を行った記憶は無いとしている上、申立人自身、国民年金の加入手続は40年ごろ行い、その時点でさかのぼって国民年金保険料を納付していないと述べていることから、申立期間の保険料を過年度納付したと考えることも困難である。

さらに、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の保険料を納付したとする申立人の妻の記憶も曖昧で、申立期間当時の保険料の納付状況が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年7月から42年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年7月から42年9月まで

申立期間については、高校卒業後から父について大工として働き、家計は母がすべて管理していた。母から私が60歳になった時に困らぬよう、国民年金に加入していると聞いていた。母が私に対して嘘をつくはずはなく、申立期間について保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和44年11月ころに払い出され、かつ、国民年金保険料は42年10月から納付されていることが確認できることから、時効となっていない42年10月からの保険料を納付したと推認される。

また、申立人は昭和39年(20歳)当時から国民年金保険料を納付していたとするものの、この時点で保険料を納付するには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、その母から申立人が60歳になってから困らないように国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたと聞いたとしているが、申立人の保険料を納付していたとする母は高齢のため、加入手続や納付金額等について証言を得られず、納付状況等は不明である上に、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 12 月から平成 4 年 9 月までの期間及び 5 年 4 月から同年 10 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 12 月から平成 4 年 9 月まで
② 平成 5 年 4 月から同年 10 月まで

申立期間に係る国民年金保険料については、金融機関で納付しているはずである。これらの期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間①及び②に係る国民年金保険料の納付金額、納付方法等の記憶が曖昧であり、ほかに保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、^{あいまい}確定申告書等）も無く、保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間①については、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 57 年 3 月 15 日の時点では、一部は時効により納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間②については、社会保険庁の記録によると、申立期間直後の平成 5 年 11 月から 7 年 3 月までの保険料が 7 年 12 月 27 日に一括で過年度納付されており（申立期間直前の 4 年 10 月から 5 年 3 月までの保険料は 10 年 3 月 12 日に申請免除期間であったものを追納）、この時点で時効により納付できない期間であったと推認される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年6月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年6月から41年3月まで

昭和33年3月に現在の店(A)に住み込みで勤務を始め、勤続50年になる。20歳になった時に店主が国民年金の加入手続をしてくれた。町内会の人が毎月集金に来て、保険料は店主が納付してくれた。37年6月から41年3月までの期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B区役所の国民年金手帳記号番号払出簿によれば、手帳記号番号の払出日は、昭和42年2月から3月ごろであり、その時点では申立期間の一部は時効により納付できない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人が一緒に納付していたと主張する申立人の勤務先の店主と店主の兄弟のうち、次弟には申立期間に未納期間は無いが、店主及びその末弟には未納期間がみられ、申立期間をすべて納付しているのは次弟のみである上、末弟の納付開始年月は、申立人と同じ昭和41年4月からとなっている。

さらに、申立人の勤務先の店主が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、その店主も既に亡くなっており、かつ、申立人自身は申立期間の保険料の納付に関与していないため、保険料の納付状況が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から50年3月まで
20歳になり、国民年金に加入し保険料を納付したのに、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父が国民年金の加入手続を行って申立期間の保険料を納付してくれたと主張しているが、納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、その父は既に亡くなっており、国民年金の加入状況及び納付状況等が不明である。

また、A社会保険事務所の国民年金手帳記号番号の払出簿から、申立人の手帳記号番号は昭和51年6月に払い出されていることが確認できるが、その時点では、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 1557

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から50年3月まで
結婚してすぐに、国民年金に加入し保険料を納付したのに、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について国民年金を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）や具体的な記憶が無く国民年金の加入状況、及び保険料の納付状況等が不明である。

また、A社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の手帳記号番号は昭和51年6月に払い出されていることが確認できるが、その時点では、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年12月から51年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年12月から51年6月まで
35歳の時に、国民年金は60歳までに25年間加入期間がないと受給資格を得られないことを知り、誕生日の近い近所付き合いのあるAさんを誘って一緒にB市役所へ行き、国民年金の任意加入の手続をした。

ところが、Aさんの国民年金資格取得日は任意加入の手続を行った昭和50年12月4日となっているのに、私の資格取得日は7か月遅い51年7月2日となっている。同じ日に一緒に国民年金の加入手続に行ったはずなのに、資格取得日が同じ日になっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B市役所の国民年金被保険者名簿によれば、申立人の国民年金の資格取得日は昭和51年7月2日と記載されている上、申立人の所持する年金手帳にも資格取得日は51年7月2日と記載されていることから、申立人は、51年7月2日に国民年金に任意加入したものと推認される。

また、申立人は、Aさんを誘って一緒にB市役所に行って国民年金の任意加入手続をしたと主張しているところ、Aさんも「(申立人に)誘われなければ国民年金の任意加入手続はしなかったと思う」と証言しているが、一緒に加入手続に行ったということ以外、加入手続の際に提出した書類やAさんと同時に加入手続を終了したかについての具体的な記憶は無いため、加入状況は不明である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの期間及び42年3月から43年11月までの期間の国民年金保険料については、納付したものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年3月まで
② 昭和42年3月から43年11月まで

申立期間について、国民年金保険料の納付記録が確認できなかったとの社会保険事務所からの回答をもらった。

申立期間①については、当時私が住み込みで農業に従事していたAさん宅に集金人のBさんが集金に来ており、Aさんから国民年金保険料を納付してもらっていた。また、申立期間②については、自宅に集金に来ていた納付組合のC婦人会の方に保険料を納付した。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について申立人は、当時申立人が住み込みで農業に従事していたA氏宅に集金人のB氏が集金に来ており、A氏から国民年金保険料を納付してもらっていたと主張しているが、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、かつ、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、しかも申立人の保険料を納付していたとするA氏はすでに亡くなっている上、集金人のB氏も申立人の保険料を集金していたことについて記憶が無いとしていることから、国民年金の加入手続及び納付状況が不明である。

また、申立人が所持する国民年金手帳(記号番号)の発行日は昭和43年10月2日であるが、この時点では申立期間①は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出された周辺事情も見当たらない。

2 申立期間②については、申立人の所持する国民年金手帳の「国民年金印紙検認記録」欄に保険料を納付したことを証する検認の押印が無い。

また、国民年金手帳が発行された昭和43年10月2日の時点では、申立期間②の一部は過年度納付期間となるが、D市では、納付組合は過年度納付保険料の取扱いは行っていないとの回答をしている。

さらに、国民年金手帳記号番号が申立人と連番で払い出され、かつ、申立人及びその妻の所持する国民年金手帳から保険料の納付日が確認できる申立期間②直後の昭和43年12月から48年3月までの納付日が、全期間申立人と同一日となっているその妻も申立期間②について未納となっており、申立人のみが保険料を納付したとは考え難い。

3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から48年12月までの期間、50年4月から51年3月までの期間及び55年10月から56年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年4月から48年12月まで
② 昭和50年4月から51年3月まで
③ 昭和55年10月から56年3月まで

二十歳に母親が加入手続をし、独身時代の保険料は母親がずっと納付してくれていた。職人として自営業だったので、国民年金はしっかりしないといけないと思い手続きは怠ったことはなく、妻と同居を始めた後は妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。

今回、社会保険事務所で年金記録を照会した際、私達夫婦の昭和49年1月から50年3月までの保険料納付が51年12月となっていることは「記録にミスがある。」と言われたとのことだが、妻が納付してきた夫婦二人分の保険料についても誤って未納とされてしまったと思う。今までまじめに納付してきたのに未納期間があることに納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、二十歳となった昭和44年4月にその母親が加入手続をし、同期間の国民年金保険料の納付も行ってきたと主張しているが、申立人の母親はすでに他界しており、申立人が国民年金の加入手続及び申立期間の保険料納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明であるほか、昭和45年当時に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情及び周辺事情が見当たらない。

また、A市の国民年金被保険者名簿により申立人の資格取得日は、夫婦同日（昭和51年12月4日）であることが確認できるうえ、国民年金手帳記号番号の払出日は社会保険事務所の払出簿で52年1月20日であると確認できるこ

とから、申立期間①の国民年金保険料の納付は時効により納めることが出来ない。

2 申立期間②及び③について、申立人はその妻と同居した後であり、妻が夫婦二人分の保険料を納付していたと主張しているが、納付日が確認できる昭和49年1月から50年3月までの期間は51年12月16日に、51年度は54年1月11日に、52年度は54年4月28日に、及び53年度は54年5月21日に夫婦二人分の保険料を同日に過年度納付していること、54年度は3か月毎に申立人夫婦が同日に納付していることがA市の国民年金被保険者名簿及び社会保険事務所の記録から確認できるものの、申立期間②及び③は夫婦二人とも未納となっている。

さらに、申立人自身は保険料の納付に関与しておらず、また、保険料を納付していたとする申立人の妻の納付方法等に関する記憶が曖昧^{あいまい}であり、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無いため、保険料の納付状況が不明である。

3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から同年6月までの期間、46年2月から同年6月までの期間、47年6月から同年9月までの期間、48年3月、48年4月から同年12月までの期間、50年4月から51年3月までの期間及び55年10月から56年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和45年4月から同年6月まで
② 昭和46年2月から同年6月まで
③ 昭和47年6月から同年9月まで
④ 昭和48年3月
⑤ 昭和48年4月から同年12月まで
⑥ 昭和50年4月から51年3月まで
⑦ 昭和55年10月から56年3月まで

私は、二十歳になったとき、同居していた兄に勧められて国民年金に自分で加入手続をした。申立期間①から⑤の期間は、夫と同居する前で転職を繰り返しており、その都度、A市役所で手続し、国民年金保険料を納付してきた。昭和47年2月に夫と同居を始め、昭和48年2月ごろに市役所で納付記録を確認したところ、厚生年金保険の間がきれいに埋まっていると言われたことを憶えている。

結婚後の申立期間⑥及び⑦の期間は夫が自営業だったので、国民年金はしっかりしないといけないと思い、手続を怠ることなく、私が夫婦二人分を納付してきた。

今回、社会保険事務所で年金記録を照会した際、私達夫婦の昭和49年1月から50年3月までの保険料納付が51年12月となっていることは「記録にミスがある。」と言われたが、私が納付してきた保険料について誤って未納とされてしまったと思う。今までまじめに納付してきたのに未納期間があることに納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①から⑤について、申立人は、二十歳となる昭和 45 年に当時同居していた申立人の兄に勧められて国民年金の加入手続をし、転職を繰り返していたものの、その都度、A市役所で手続を行い、納付書と現金を持って同市役所で国民年金保険料を納付してきた主張しているが、申立人の国民年金記号番号の払出時期は、社会保険事務所の払出簿では 52 年 1 月に払い出されていることが確認できるものの 45 年に払い出された記録がないほか、同市役所の国民年金被保険者名簿により婚姻後の 51 年 12 月に夫婦同日で国民年金被保険者資格届が提出されていることが確認でき、申立をうかがわせる事実及び周辺事情が見当たらない。

また、申立人は昭和 47 年 2 月に夫と同居を始め、48 年 2 月ごろ、A市役所で納付記録を確認したところ、厚生年金保険の加入期間の間がきれいに埋まっていると言われたと供述しているところ、申立期間①から⑤の未納期間は平成 6 年 5 月 20 日に厚生年金保険の記録が統合された結果として未納期間とされたもので、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された 52 年 1 月では、申立期間①から⑤の保険料の納付状況をA市役所の窓口で確認することは困難であったと推認される。

また、申立期間⑤の直後の昭和 49 年 1 月から 50 年 3 月までの保険料納付は、A市の国民年金被保険者名簿及び社会保険事務所の記録から国民年金への加入手続からさかのぼって納付可能となる 2 年間を超えた期間についても過年度納付していることが確認できるが、申立期間①から⑤の期間は、この時点において時効により保険料を納めることが出来ない期間である。

- 2 申立期間⑥及び⑦について、申立人はその夫と同居した後であり、申立人が夫婦二人分の保険料を納付していたと主張しているが、納付日が確認できる昭和 49 年 1 月から 50 年 3 月までの期間は 51 年 12 月 16 日に、51 年度は 54 年 1 月 11 日に、52 年度は 54 年 4 月 28 日に、及び 53 年度は 54 年 5 月 21 日に夫婦二人分の保険料を同日に過年度納付していること、54 年度は 3 か月毎に申立人夫婦が同日に納付していることがA市の国民年金被保険者名簿及び社会保険事務所の記録から確認できるものの、申立期間⑥及び⑦は夫婦二人とも未納となっているほか、申立人の納付についての記憶が明確ではなく、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無いため、保険料の納付状況が不明である。

- 3 申立期間は、7 回に及び、これだけの回数 of 事務処理を行政が続けて誤ることも考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 603

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 5 月 1 日から 37 年 2 月 28 日まで
② 昭和 37 年 5 月 1 日から 43 年 10 月 1 日まで

平成 15 年 10 月頃に、申立期間については脱退手当金として受給した記録になっていることを知ったが、脱退手当金の請求手続きをしたり、受け取ったことは無い。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者名簿には「脱」の表示に丸印が付されており、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 2 か月後の昭和 43 年 12 月 20 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても請求・受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 2 月 29 日から同年 5 月 1 日まで
昭和 40 年 2 月 1 日から 47 年 2 月 29 日まではA株式会社に、同年 3 月 1 日から 49 年 12 月 1 日まではB株式会社に勤務していた。その間、社名が変更していたことは知らずに一貫して勤務していたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録等により、申立人が申立期間当時、A株式会社C工場及びB株式会社に勤務していたこととはうかがえるものの、社会保険事務所が保管する両社に係る事業所別被保険者名簿に記載の申立人の資格取得日及び喪失日は社会保険庁のオンライン記録と一致している。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人のA株式会社C工場における被保険者資格喪失日（昭和 47 年 2 月 29 日）と同じ日に同工場は厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、また、B株式会社における被保険者資格取得日（47 年 5 月 1 日）と同じ日に同社は適用事業所となっている。

さらに、A株式会社C工場及びB株式会社に係る社会保険庁のオンライン記録によって被保険者名が確認できる 11 名の資格取得日及び喪失日を確認したところ、A株式会社C工場における資格喪失日及びB株式会社における資格取得日は全員が申立人と同じ記録となっている。

このほか、申立内容に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 7 月から 36 年 1 月 1 日まで

申立期間当時はA株式会社（現B株式会社）C工場に勤務しており、給与明細書に保険料控除欄があったと記憶しているため、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社C工場が保管する申立期間の「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」に申立人の氏名は確認できず、同通知書において健康保険被保険者証欄の番号に欠番も認められない。

また、社会保険事務所が保管するA株式会社C工場に係る事業所別被保険者名簿にも申立人の氏名は確認できない。

さらに、申立内容に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 606

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月 20 日から 39 年 7 月 21 日まで
昭和 38 年 2 月 8 日から 39 年 7 月 20 日まで株式会社Aに勤務した。
38 年 3 月 20 日に同社本社から同社B工場に異動し、異動後の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、当該期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の同僚の証言により、申立人が株式会社AのB工場に勤務していたことはいかがえるものの、同社では、申立期間について勤務実態を確認できる人事記録等の資料や、保険料控除を確認できる関連資料（給与台帳等）は保管していないなど、申立内容に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

また、社会保険事務所が保管する株式会社Aに係る被保険者原票には、現在の厚生年金保険被保険者記録と同じ資格取得日及び資格喪失日が記載されている。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月から 34 年 12 月まで

保険料控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間は株式会社Aに勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の同僚の証言から、申立人が申立期間当時、株式会社Aに勤務していたことはいかかえるものの、社会保険事務所が保管する同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の氏名は確認できず、同名簿において、申立期間の健康保険の番号にも欠番は認められない。

また、株式会社Aでは、当時の関係資料は既に処分したとしており、当時の事業主も他界しているなど、申立内容に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 7 月 24 日から同年 9 月 13 日まで
厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所からもらった。A病院（現在は、B病院。）には、昭和 41 年 4 月 1 日から 48 年 7 月 21 日まで継続勤務していたので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA病院の厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を昭和 41 年 4 月 1 日に取得し、46 年 7 月 24 日に喪失、その後、同年 9 月 13 日に再度取得し、48 年 7 月 21 日に喪失しており、それらに訂正の痕跡の無いことが確認できる。

また、上記被保険者名簿により、申立期間において申立人の記録が無く、上記名簿により整理番号が連番で払い出されて欠番も無いこと、昭和 46 年 9 月 13 日の再取得における被保険者整理番号が連番で新たに付番されていること、毎年 8 月 1 日の在職者に対して行われる標準報酬月額の時決定の記録の無いことが確認できる。

さらに、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料も無い。

このほか、事業主に照会するも、申立人に係る人事記録、賃金台帳等は保管されておらず、申立内容に係る同僚等の証言も得られず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年10月から28年5月まで
年金記録を確認したところ、A食堂に勤務していた期間について厚生年金保険の加入記録が無いので調査して欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間においてA食堂に勤務していたことは認められるが、当該被保険者名簿の備考欄には、当該事業所は昭和27年9月1日付けで健康保険のみの適用事業所となったことが確認できる記載がある。

また、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

このほか、A食堂は既に解散しており、当時の同僚等の証言も得られず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年から 49 年まで
② 昭和 50 年から 51 年まで
③ 昭和 56 年 6 月から同年 8 月まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所からもらった。申立期間①についてはA市のB店の従業員、申立期間②についてはC市の有限会社Dで、申立期間③についてはE市のF有限会社（現在は、G株式会社。以下同じ。）で勤務していたので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、当時の勤務実態に関する申立人の申立内容により、申立人がB店に勤務していたことはうかがえるが、社会保険庁の記録では、B店が厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できない。

また、当該期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料も無い。

さらに、雇用保険の記録により、当該期間のうち、昭和 47 年 1 月 1 日から 48 年 3 月 2 日までの期間については他の事業所で勤務していることが確認できる。

このほか、当該事業所は既に解散し、事業主及び同僚の所在も不明であり、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、当時の勤務実態に関する申立人の申立内容に

より、申立人が有限会社Dに勤務していたことはうかがえるが、社会保険事務所が保管する有限会社Dの健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、当該期間における申立人の記録が無く、健康保険の番号も連番で払い出され欠番の無いことが確認できる。

また、当該期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料も無い。

このほか、事業主に照会するも、申立人に係る人事記録、賃金台帳は保管されておらず、申立内容に係る同僚等の証言も得られず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③については、事業主及び同僚の証言により、申立人がF有限会社に勤務していたことはうかがえる。しかしながら、社会保険事務所が保管するF有限会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿、同社が加入していたH年金基金及びI健康保険組合の記録の何れにおいても、当該期間における申立人の記録の無いことが確認できる。

また、当時は社会保険に加入させない3か月の見習期間があったとの事業主の証言や、入社から5か月経過して厚生年金保険に加入することができたとの同僚証言があり、当該事業所においては、入社後直ぐには厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかった状況がうかがえる。

さらに、当該期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料も無い。

このほか、事業主に照会するも、申立人に係る人事記録、賃金台帳等は保存されておらず、申立内容に係る同僚等の証言も得られず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①、②及び③については、申立人が厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年7月から4年5月まで
② 平成5年8月から6年2月まで

厚生年金保険の記録を確認したところ①及び②の期間について厚生年金保険に加入した事実が無いとの回答であった。源泉徴収票があるので、申立期間について被保険者であったことを認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①のうち、平成3年7月から同年12月までの期間については、申立人から提出された「平成3年分給与所得の源泉徴収票」により、4年1月1日から同年6月1日までの期間については、雇用保険の被保険者期間確認照会回答書により、申立人は、申立期間当時株式会社Aに勤務していたことは認められる。しかしながら、社会保険庁の記録では、同社は、平成4年6月1日に厚生年金保険の新規適用事業所になったことが確認できる上、申立人が一緒に勤務していたとしている同僚4名のうち2名については、新規適用事業所となった平成4年6月1日付で資格を取得しており、残りの2名については、資格の取得は確認できない。

また、申立人が当初勤務していたと主張していた株式会社Bにおける厚生年金保険の加入状況についても社会保険庁のオンライン記録により確認したが、申立期間における申立人の記録は無く、被保険者整理番号も連番で欠番が無いことを確認できる。

さらに、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細は無い。

なお、申立人より「平成3年分給与所得の源泉徴収票」が提出されているものの、同票に記載された給与額及び社会保険料額と、申立人が記

憶している当時の給与額及び社会保険料額との間に大きな乖離があり、源泉徴収票の内容に基づく社会保険料控除の有無について確認するに至らなかった。

このほか、申立内容に係る事業主及び同僚の証言も得られず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②のうち、平成5年8月から同年12月については、申立人から提出された「平成5年分給与所得の源泉徴収票」により、申立人は当時株式会社Cに勤務していたものと認められるが、当該源泉徴収票の「社会保険料等の金額」欄には金額の記載がされていないことから、申立人は、申立期間において社会保険料等を給与から控除されていないと判断することが妥当である。

また、株式会社Cにおける社会保険庁のオンライン記録には、申立期間における申立人の記録は無く、被保険者整理番号も連番で欠番が無いことを確認できる。

このほか、申立内容に係る事業主及び同僚の証言も得られず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月から 57 年 10 月まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所からもらった。当時、A区B地のC社（現在は、株式会社D。）で勤務し、同商店の店員として永年勤続の表彰状をもらっているため、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

表彰状及び当時の勤務実態に関する申立人の申立内容により、申立人がC社に勤務していたことは推認できるが、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった日は申立期間以降の平成3年7月1日であることが確認できる。

また、社会保険庁の記録により、申立期間のうち昭和36年4月から6月までの3か月、37年1月の1か月、46年10月から57年9月までの132か月の合計136か月の期間について、申立人の国民年金の保険料が納付されていることを確認でき、かつ、48年度のE市の国民健康保険税納税変更通知書兼領収証書により、国民健康保険に加入していた期間のあることも確認できる（昭和48年10月から49年3月分まで）。

さらに、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料も無い。

このほか、当時の事業主は既に死亡しており、申立内容に係る同僚等の証言も得られず、申立に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 4 月 1 日から 29 年 6 月 18 日まで
② 昭和 29 年 6 月 18 日から 32 年 12 月 30 日まで
何度も社会保険事務所へ通ったが、そのたびに一時金で支払ったという回答ですが、脱退手当金はもらっていない。これだけのお金を払われたのならば住所、氏名を書いたと思う。それを見せてもらいたい。私は結婚して仕事を辞めたが、子供が大きくなったら働くつもりで、厚生年金保険には手をつけずにおいた。厚生年金保険に入る時、国で行っている事業だから安心するように言われた。60 歳になった時、社会保険事務所に行き、脱退手当金として支払い済みと聞いた時、とても驚いた。脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、脱退手当金を支給されたとする A 社について、昭和 30 年 3 月から 35 年 2 月までの期間に厚生年金保険被保険者資格を喪失した女性同僚 28 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、同社にて脱退手当金の受給権が発生する 24 月以上の被保険者期間がある 25 名全員に脱退手当金の支給が確認でき、かつ、22 名が 4 か月以内の短期間で支給されている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、事業主が代理請求をしていたと考えるのが妥当であり、申立人についても事業主により代理請求がなされたものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金として支給されたとする額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 3 か月後の昭和 33 年 4 月 1 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても請求・受給した記憶が無いというほかに申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年5月1日から同年8月10日まで
② 昭和26年10月1日から39年6月16日まで

平成19年8月に社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間については、脱退手当金を受給していると回答があった。私は脱退手当金については全く受けていない。厚生年金被保険者証についても見たことがない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金の支給額はA株式会社及びB金庫の被保険者期間を合算した期間を元に計算された額であり、計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年10月1日から34年12月31日まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A株式会社（現B株式会社。以下同じ。）に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが判明した。勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の加入記録もあるはずである。是非認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA株式会社を退職したとする申立期間の最後の日である昭和34年12月31日に、当時の同社の上司に申立人が自宅まで送ってもらったと主張しており申立期間に同社に在籍していたことはうかがえるが、同社では申立期間当時の在籍を客観的に確認できる資料を保存しておらず、確認できない。

また、事業主及び関係機関から収集した資格喪失確認書から、昭和32年10月1日付で被保険者資格を喪失した旨の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を健康保険組合に提出しており、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金被保険者台帳の資格喪失日と一致する。

さらに、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを証明する賃金台帳や関係資料等が見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 2 月 28 日から同年 8 月 25 日まで

昭和 48 年 2 月から同年 8 月 25 日まで、A 区にある株式会社 B に勤務していた。社会保険庁の記録では、当該期間について厚生年金保険に加入していた事実はないとの回答を受けた。昭和 53 年に発行した株式会社 B 発行の「在職証明書」があるので、当該期間について厚生年金保険被保険者期間として認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が株式会社 B に勤務していたことは、同僚の証言及び発行の「在職証明書」からうかがわれる。

しかしながら、株式会社 B は昭和 56 年 10 月 21 日に全喪しており、事業主が申立どおりの資格の取得及び喪失の届出をしたかどうか確認できる資料は無いほか、申立期間前後の資格取得者について被保険者原票照会回答票を調べたところ、健康保険の整理番号は連番になっており、その中に申立人の氏名は無い。

さらに、同僚調査により株式会社 B の厚生年金保険の適用について、必ずしもすべての従業員を、入社と同時に厚生年金保険に加入させてはいなかった様子がうかがわれる。

このほか、申立てに係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 1 月 19 日から同年 12 月 25 日まで
② 昭和 36 年 1 月 16 日から 37 年 1 月 30 日まで

申立期間①のA組合では、社会保険庁の記録では、同事業所の厚生年金保険被保険者期間が1月とされているが、B区の各家庭を回って集金し、同事業所の台帳に記入する仕事を1年以上続けていた。また、申立期間②のC株式会社に在職中の昭和 35 年 4 月から 37 年 1 月までの期間に、給与から保険料が控除されていたことを憶えているので、いずれの期間も厚生年金保険被保険者期間として認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のA組合は、昭和 36 年 3 月 1 日に全喪しており、現在はD機構に事業譲渡され、当時の事業主から事情をうかがうことはできず、当時の人事記録、賃金台帳等の関係資料も無く、さらに同事業所の同僚からは、申立人が同事業所に勤務していたことを記憶しているという回答は得られないなど、申立期間①における周辺事情を確認できない。

また、同事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立人が昭和 31 年 12 月 9 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、32 年 1 月 19 日に資格を喪失した記録があるものの、申立期間における同記録は見当たらない。

申立期間②のC株式会社は、申立期間において厚生年金保険適用事業所としての届出がされた形跡は見受けられず、当時の同事業所の登記簿上の代表取締役は既に他界され、その弟（取締役）は当時の同事業所に係る事情を何も知らないなど、申立内容に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

このほか、雇用保険の記録によれば、いずれの申立期間においても雇用保険の被保険者であったことを確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年9月ころから35年初めまで
昭和34年9月ころから35年初めまでA株式会社に友人の紹介で入社した。会社の所在地ははっきりとは覚えていないがB区かC区にあったと記憶している。

社会保険事務所から期間照会についての回答を受け取ったが、記録なしとの回答であり納得できない。資料等については、引っ越しの際に処分してしまったので提出することはできないが、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和34年9月か10月に当時のD社（現E会F部）を退職して翌月にA株式会社に入社し、35年初めに退社したと申し立てているが、E会F部に残っていた申立人の職員カード及びG組合に残っていた資格喪失届により申立人は、35年2月18日に退職したことが確認できる。

また、同時期にA株式会社に勤務していた同僚に対して申立人に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について照会したものの、これらを確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

さらに、同社は昭和50年3月29日に全喪しており、申立人も申立期間に係る給与明細書等の保険料控除が確認できる資料を所持していないため、申立てに係る事実を確認することはできない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 1 月 7 日から同年 4 月 28 日まで
申立期間はA社に勤務していたが、入社すれば社会保険等に参加するものと信じていた。期間照会の回答で3か月分の記録が見つからなかったことに納得がいかないため、あつせんを求める。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務に至る状況や勤務内容の詳細な供述から、申立人が申立期間にA株式会社に勤務していたことはうかがわれるものの、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名は見当たらず、また同社は合併を繰り返したため当時の資料は一切ないと回答しており、申立人が申立期間において被保険者であったと確認することはできない。

さらに当時の同僚からも、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について証言を得ることはできず、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年7月から昭和31年6月まで

私は昭和27年からA有限会社（現B有限会社。）で働き、その間厚生年金保険に入っていたと思う。しかし平成12年にそれまで保管していた給与明細書等が火災で焼失し、証明できない。その期間について、被保険者だったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務に至る状況や勤務内容の詳細な供述から、申立人が申立期間にA有限会社に勤務していたことはうかがわれるものの、申立人が勤務していたとするA有限会社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、社会保険庁の記録では昭和33年9月29日からであり、申立期間当時は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、同社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は見当たらず、申立人が申立期間において被保険者であったと確認することはできない。

さらに、当時の同僚からも申立内容を裏付ける証言を得ることができず、申立期間の雇用保険の記録も確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 1 月ころから 36 年 7 月ころまで
申立期間については、株式会社AのB工場の寮で正社員として食堂の炊事業務に従事しており、厚生年金保険被保険者証をもらっていたことから、給与から保険料を控除されていたことは間違いなく、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aでは、申立期間当時、寮はB工場の勤労課が所管していたが、申立期間における同工場の労働者名簿及び退職者名簿に申立人の氏名（旧姓）及び申立人が同僚として勤務していたとする者の氏名は確認できないとしている。

また、申立期間に係る同工場における健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人が挙げる同僚と同姓同名の者は確認できなかったほか、同僚照会においても申立人の勤務実態は確認できなかった。

さらに、申立期間に係る雇用保険記録は確認できないほか、申立人が申立期間において事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 6 月から 42 年 8 月 1 日まで
厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について加入した事実がない旨の回答を受けたが、昭和 41 年 6 月から 42 年 7 月 31 日まで当時 A 区にあった B 株式会社に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間について B 株式会社に勤務していたことは、元同僚の証言から推認できるが、同事業所の元役員、元同僚及び同事業者の社名変更後における元事業主からは、いずれも申立期間における申立人の厚生年金保険料の控除についての証言は得られなかった。

また、申立人が申立期間において事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を伺わせる関連資料及び周辺事情は確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 9 月ころから 60 年 11 月 15 日まで
② 昭和 63 年 1 月 11 日から同年 9 月まで
③ 平成 3 年 7 月 21 日から同年 9 月まで

申立期間については、株式会社AがB市内のビル内に新店を出店していたCに勤務し、厚生年金保険にも加入していたはずであるが、社会保険庁にこれら期間の加入記録がなく納得できないことから、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、B市内のビル内に開店していた「C」というショップの店員（数カ月後、店長。）として、開店直前に株式会社Aで採用された後、同店で勤務し、店内で撮影したとする「83. 2. 3」の日付の入った写真もあると供述している。しかしながら、「C」が入店していたビル「D」の開業は、同ビルの管理会社によると昭和 60 年 11 月 23 日であるとしているほか、株式会社Aによると「C」はビルの開業時に出店し、申立人の採用は 11 月 15 日付けであるとしており、申立期間①において勤務していたとする供述及び写真の撮影時期とファッションビルの開店に整合性がない。

また、同店の開業時に立ち会った同僚によると、昭和 60 年ころに「E」ブランドを立ち上げ、その時期に申立人の採用が決まったものであったとしている。

さらに、株式会社Aが加入しているF年金基金及び社会保険事務所の記録では、申立期間において、被保険者として厚生年金保険被保険者であったとする記録は確認できない。

このほかに、申立人が申立期間①において被保険者であったことをうかがわせる関連資料（給与明細書、賃金台帳）及び周辺事情は確認できない。

- 2 申立期間②及び③について、申立人は、いずれも継続して「C」に勤務している期間であるとしているところ、事業主から提出された社会保険個人別番号帳により昭和63年1月11日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失していることが確認できる。

また、社会保険事務所で平成3年8月3日付けの健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書で3年7月21日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失していることが確認できる。

さらに、申立事業所の元役員によると、申立期間②及び③については、申立人が海外生活を希望しているため、一旦、退職処理をした後にアルバイトとして再雇用した経緯があるとしているほか、株式会社Aが加入しているF年金基金及び社会保険事務所の記録では、申立期間において、被保険者として厚生年金保険被保険者であったとする記録は確認できない。

このほかに申立人が申立期間②及び③において被保険者であったことをうかがわせる関連資料（給与明細書、賃金台帳）及び周辺事情は確認できない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 3 月 31 日から同年 4 月 30 日まで
厚生年金保険被保険者加入期間照会申出を行ったところ、昭和 51 年 3 月 31 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していた。A株式会社は、同年 3 月 31 日に倒産したが残務整理のため、同年 4 月 30 日まで勤めていたはずです。厚生年金保険の記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述により昭和 51 年 3 月 31 日までA株式会社に勤務していたことがうかがえるが、社会保険事務所が保管する事業所別被保険者名簿には、申し立てのとおりの記録はなく、事業所別被保険者名簿に不自然な記載も確認できない。なお、事業主は既に亡くなっており、その他の役員も所在を確認できないため、申立人の被保険者資格の届出を確認できなかった。

さらに、B年金基金の加入員資格喪失日は、昭和 51 年 3 月 31 日となっており厚生年金保険の記録と一致しているなど一連の事務処理に不自然さは見当たらない。

加えて、申立期間のうち昭和 51 年 4 月 1 日から同月 30 日までの期間については申し立てに係る事業所ではないが、ほかの事業所において厚生年金保険被保険者としての記録がある。

このほか、申立人に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 4 月 27 日から同年 5 月 1 日まで
平成 14 年 6 月から 15 年 4 月まで A 株式会社に勤務しており、この間厚生年金保険料を控除されているが、社会保険庁の記録では、同年 4 月が被保険者期間となっていない。4 月分の厚生年金保険料は控除されており、このことは、給与明細からも明らかであるので、同年 4 月も被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された A 株式会社の給与明細書により、申立人は同社に入社した平成 14 年 6 月から退職した 15 年 4 月まで厚生年金保険料を控除されていることが認められ、事業主は、厚生年金保険料は翌月控除を行っていたと証言している。

しかし、勤務報告書、現場作業員退職届、雇用保険等の記録から申立人の退職日は、平成 15 年 4 月 26 日であることが確認できる。

また、厚生年金保険法では、第 19 条において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する」とされており、また同法第 14 条においては、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の資格喪失日は、平成 15 年 4 月 27 日であり、申立人の主張する同年 4 月は、厚生年金の被保険者期間とはならない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 4 月ころから 36 年 8 月ころまで
② 昭和 36 年 8 月ころから 37 年 (月不明) まで
③ 昭和 37 年 8 月ころから 38 年 (月不明) まで

過去に再三年金の申請に社会保険事務所に出向いた時は、いとも簡単に門前払いされたが、ニュース等で社会保険に関する諸問題を聞くにつれ、再度の申請をすることにした。申立期間① (A社)、同② (B社) 及び同③ (C社) の期間については、それぞれ正社員として勤務し、厚生年金保険料が給与から引かれていたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者として認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が勤務していたとする事業所の名称、所在地が不明確であるため、当該事業所を特定することができなかった。そのため、当時の事業主や同僚の特定もできず、申立内容に係る証言を得ることができない。そのほかに、申立期間に係る雇用保険の加入記録も無く、申立人の申立内容を確認できる関連資料は見当たらない。

申立期間②について、申立人が勤務していたとする事業所は特定できるものの、当該事業所は申立期間において厚生年金保険の適用事業所ではない。そのほかに、申立人の申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間③について、申立人が勤務していたとする事業所の事業主は申立人が勤務していたかどうかについては不明と証言しており、社会保険庁が保管する厚生年金保険被保険者名簿にも申立てのとおりの記録がなく、健康保険の整理番号の欠番もない。また、申立人が申立期間に係

る厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる関連資料がなく、申立期間に係る雇用保険の加入記録もない。そのほかに、申立人の申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 7 月 1 日から 39 年 10 月 21 日まで
社会保険庁の記録では、A工場での厚生年金資格喪失日は昭和 36 年 7 月 1 日になっているが、次の事業所に入社するまでの間、継続して当事業所に勤務している。また、36 年 7 月から 39 年 10 月まで給料から厚生年金保険料を控除されていたと記憶している。したがって、申立期間について厚生年金の被保険者として認めて欲しい。ただし、当時の給料明細書は残っていない。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、申立人は申立期間についてA工場に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料が無く、申立期間に係る雇用保険の加入記録も確認できない。

また、当該事業所は昭和 45 年 11 月に全喪しており、当時の事業主及び経理担当役員も既に死亡していることから、申立内容に係る証言を得ることができなかった。そのほかに、申立人の申立内容を確認できる関連資料および周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年3月ころから27年6月5日まで
② 昭和28年3月ころから29年3月ころまで

昭和21年3月ころから27年6月ころまでA工場に勤務し、その後28年3月ころから約1年間B店に勤務していた。しかしながら、社会保険庁の記録では厚生年金保険の加入記録がない。27年8月初めから12月中ごろまで約4か月C県D町のE病院に入院した。その際、健康保険の保険証を使った覚えがあり、厚生年金保険にも加入していたはずなので、調査の上、厚生年金保険の被保険者として認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が勤務していたとする事業所は、健康保険労働者年金被保険者名簿により政府管掌健康保険に加入していたことは確認できる。しかしながら、当該名簿には厚生年金保険への加入の記載がないため、申立期間について当該事業所を厚生年金保険の適用事業所であったとすることはできない。また、当該名簿により、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できるものの、当該事業所は既になく、当時の事業主や同僚の住所も不明であることから、申立人が申立期間について当該事業所に勤務していたかどうかを確認することができなかった。そのほか、申立期間に係る雇用保険の加入記録もなく、申立内容を確認できる関連資料は見当たらない。

申立期間②について、申立人が勤務していたとする事業所を特定することができず、事業主や同僚も不明であるため、当時の状況を照会することができない。その他申立人の申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年5月から32年11月まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間については加入記録が無いことが判明した。A株式会社B工場で電子部品のコンデンサーの検査の仕事をしていたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社B工場は昭和30年1月1日に全喪しており、当時の代表取締役は既に死亡しているなど申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情を得ることができない。

また、申立人の証言している二人の同僚は死亡又は行方不明であり、申立人の申立て当時の状況については確認できない。

さらに、申立期間に係る、健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の被保険者記録は確認できず、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる資料は無いなど、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。